

米国財務会計基準審議会 (FASB) へのコメント

FASB 会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」に対するコメント

FASB は、2010 年 5 月に上記の会計基準更新書案を公表している。本提案は、グローバルな金融危機を背景に高まった金融商品の会計基準の改善へのニーズに対処するため公表されており、金融商品会計の複雑性を低減すること、そして、金融商品への企業の関与を適時かつ適切に描写することを目的としている。

本提案には、分類及び測定、減損、ヘッジ会計の領域が含まれており、金融商品会計全般にわたる包括的な見直しが提案されている。主な提案内容については、本誌第 30 号 217 頁「金融商品会計の行方」に触れているので、そちらを参照されたい。

なお、当委員会は、今回、FASB に対してコメントを提出したが、これは、金融商品会計の見直しが、国際会計基準審議会 (IASB) と FASB との間の MoU 項目の中で重要な項目の 1 つであり、また、両者が異なる提案を行っている、又は、結論に至っていることを考慮したものである。本提案に対して、当委員会として、特に、グローバルなコンバージェンスを進める観点で重要と考える項目についてコメントを行っている。

米国財務会計基準審議会 御中

2010 年 9 月 30 日

会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」に関するコメント

我々は、金融商品会計の改善に対する FASB の努力に敬意を表し、上記の会計基準更新書案 (以下「公開草案」という。) に関するコメントの機会を歓迎する。このレターで表明される見解は企業会計基準委員会内に設置された金融商品専門委員会のものである。

我々は、測定属性が企業の事業活動を反映するような混合測定属性システムを支持している。このシステムにおいて測定属性は金融商品を保有する目的、又は、金融商品を企業が管理する方法に関係して決定されるが、これは、財務報告を有用とするために必要なものである。この点で、公開草案が金融商品を分類する際に事業戦略の観点を考慮したことを評価する。

しかし、我々は、公開草案が公正価値で測定される金融商品の範囲を広げていることを懸念

している。我々は、償却原価が一定の金融商品に適切であって、その場合には、適格な公正価値の変動をその他の包括利益としつつ公正価値で測定するのではなく、償却原価のみを貸借対照表に要求し、公正価値の情報を注記で要求することで十分であると考え。

我々は、金融商品プロジェクトが米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）の間の最も重要な共同作業の1つであると理解している。しかし、公開草案の提案はいくつか基本的な点でIFRS第9号「金融商品」とIASB公開草案「金融商品：償却原価及び減損」と異なっている。また、公開草案は現行のヘッジ会計の改善を提案しているが、IASBでは、この提案と異なる方向で議論が進められている。このため、我々は、両ボードが収斂した解決策に向けて努力を続けていくことを求める。

最後に、我々は、資本性金融商品に対する投資を、純損益を通じた公正価値（FV-NI）として一律に扱うことは投資の実態を表さない処理となる可能性があることを懸念している。我々は、FASBがそのような問題に対処するためにIFRS第9号で提供されたFV-NIに対する例外処理を考慮しつつ、資本性金融商品に対する投資の会計処理に関する議論を続けることを求める。

このコメントレターの添付にいくつか個別の質問に対する我々の回答を提供している。

我々のコメントがプロジェクトの今後の審議に貢献することを期待する。

加藤厚

金融商品専門委員会専門委員長
企業会計基準委員会副委員長

添付：各質問へのコメント

質問 13：当審議会は、企業が契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払のために保有する金融商品について、公正価値情報と償却原価情報の両方を提供すべきだと考えている。大半の審議会メンバーは、この情報は財務諸表の本体に総額で示し、公正価値変動を純資産の正味の増加（減少）として株主持分に認識すべきだと考えている。一部の審議会メンバーは、公正価値は財政状態計算書にカッコ書きで表示すべきだと考えている。結論の根拠及び代替的見解で、これらの意見の根拠を説明している。金融商品に対するデフォルトの測定属性は公正価値とすべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。一部の金融商品は、別の測定属性で測定すべきだと考えるか。そう考える場合、その理由は何か。

1. ここでの回答は金融資産に関するものである。金融負債については質問 15 に関するコメントを参照のこと。
2. 貸借対照表上の示される公正価値情報は、一般的に、注記で示される情報に比べて質が高いとの主張のあることを我々は理解しているが、金融資産のデフォルトの測定属性を公正価

値とすべきとの提案に我々は賛成しない。企業の事業戦略が金融資産を売却することよりもむしろ契約キャッシュ・フローを回収することである場合には、償却原価測定とその結果生じる純損益の情報が資産を保有するための事業戦略をよりよく表すこととなる。このため、我々は、企業の事業戦略が金融資産を売却するのではなく契約キャッシュ・フローを回収するものである場合であることを含めた一定の要件が満たされる場合には、企業は償却原価を適用すべきであると考えている。

3. 我々は、FASB が前項に述べた場合に FV-OCI の区分を設けたことを承知している。この区分の会計処理は「売却可能」有価証券と類似しており、このため、その区分は、財務諸表利用者が企業の通常の事業戦略を理解するにあたって紛らわしいものである。企業は、FV-OCI 商品の契約期間のかなりの期間にわたり商品を保有することが予想される一方で、売却可能有価証券にはそのような条件はない。このため、売却可能有価証券に対して提供される情報と同様の公正価値情報と結果として生じるその他の包括利益は、その商品が FV-OCI と異なる事業戦略の下で保有されているとの示唆に受け取られる可能性がある。
4. 現在、企業は通常、財務諸表の注記において公正価値情報を開示している（FASB による会計基準コード化体系 825-10-50-10）。財務諸表利用者は注記に表される情報を見ることで、公正価値情報を入手できる。

質問 15：事後測定の原則は、金融資産と金融負債について同じとすべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。

5. 我々は、事後の測定原則が金融資産と金融負債で同じである必要はないと考えている。
6. 企業は、概ね、契約キャッシュ・フローを支払うために金融負債を負っている。金融資産と異なり、金融負債は、事業の移転のケースを除き、移転されることが稀である。通常、金融負債の移転は相手先の許諾が必要であり、負債によっては実際に移転する方法がない。このため、キャッシュ・フローが固定又は変動が僅かな金融負債は再測定すべきできないと考えている。公正価値測定は、トレーディング目的の金融負債とデリバティブ負債に限定すべきである。
7. さらに、FASB の提案には、金融負債に特有の例外が含まれており、これは、金融負債が、測定属性を決定する際に考慮すべき金融資産と異なる特徴を有していることを示唆するものかもしれない。
8. 複合商品の取扱いについては、金融負債側の自身の信用リスクの表示の問題を重視すれば、IASB が現在提案しているように現行と同様に組込デリバティブを区分することが妥当と考えられる。

質問 16：本ガイダンス案では、金融商品を次のいずれで測定するかを、当初認識時に決定することを企業に求めている。公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純利益に認

識、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識、又は償却原価（一部の金融負債について）のいずれかである。本ガイダンス案は、企業が当該決定をその後において変更することを禁じることになる。再分類は禁止すべきだと考えるか。そう考えない場合、どのような状況で再分類を容認又は強制とすべきだと考えるか。その理由は何か。

9. 公開草案によれば、企業は一定の条件下で、当初、測定属性の選択が与えられる。例えば、一定の要件を満たす金融商品は、FV-OCI として分類することが「求められる」のではなく、「許容される。」こうした選択的な特性は金融負債に対する償却原価測定においても現れる。再分類の禁止は、考え方として、こうした選択的な特性と整合的と思われる。
10. しかし、我々は、企業が測定属性を決定する選択肢を基本的に与えられるべきでないと考える。財務諸表は企業の事業戦略、あるいは、金融商品の管理方法を反映すべきである。また、公開草案の要件は、実効金利法が適切となる状況を明確にしている。このため、我々は、企業が事業戦略を変更する場合には、再分類は強制すべきであると考える。
11. 同じことが金融負債にも当てはまる可能性はあるが、公正価値測定が質問 15 のコメントで言及された商品にのみ限定されれば、再分類の禁止は重大な問題とならない可能性がある。

質問 17：本ガイダンス案は、コア預金負債を、預金の非明示的な満期期間にわたる代替資金レートとコア預金提供総コスト込レートとの差で割引されたコア預金の平均残高の現在価値で測定することを企業に求める。この再測定のアプローチは適切と考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。再測定金額は、財務諸表の本体に表示するのではなく、財務諸表の注記で開示すべきだと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

12. コア預金は、しばしば、金融機関の主な価値の源泉であるとの関係者の見解は理解する。しかし、コア預金負債の再測定には賛成しない。我々の考えでは、提案されるアプローチは、コア預金の便益を見積る唯一のアプローチではないようであり、また、M&A の実務に携わらない者にとっては必ずしも馴染みのある手法ではない。さらに、公正価値でも償却原価でもない別の測定属性を導入することで複雑性を招くこととなる。
13. 我々はむしろ、FASB がコア預金負債を非明示的な満期期間で現在価値に測定することを要求する代わりに、IASB も同じ方向を採用することを条件として、注記で又は財務諸表外の情報としてコア預金の便益に関連する情報を開示することを提案することを望む。この場合、コア預金の便益の計算額ではなく、むしろ、企業が、M&A 実務に従ったコア預金負債の便益のおおまかな見積りを財務諸表利用者が計算するのに必要な情報を開示することを望む。
14. 我々は、また、この取扱いが会計単位の問題を引き起こすかどうか疑問に思っている。このアプローチは、平均額をコア預金とみなすことによって要求払預金のポートフォリオに適用されることとなり、このため、通常、個別の金融商品をベースに測定属性が決定される金

融商品の通常の会計処理と異なる。

質問 32： 公正価値で測定して、公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融負債について、企業の信用度の変動を区分表示することは適切と考えるか、あるいは、公正価値オプションにより公正価値で測定する金融負債に関する IASB の暫定的な決定と整合するように、企業の信用度の変動を（信用の価格に変動があってもなくても）その他の包括利益に認識する方が適切と考えるか。その理由は何か。

15. 質問 15 の回答で既に述べたように、公正価値測定が必要となる商品の範囲は、トレーディング目的の金融負債とデリバティブ負債に限定すべきである。もしその範囲が提案のように限定されれば、自身の信用リスクの問題は重大とならないだろう。
16. その他の金融負債は、我々は、公正価値オプションの要件が現在と同様であることを前提として、概ね IASB の暫定決定に賛成である。すなわち、大抵の金融負債は償却原価で測定し、金融負債が純利益を通じた公正価値で指定される場合には、企業が信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益で認識することに賛成する。なぜなら、そのような変動を純損益に含めることは、財務諸表利用者に有用な情報を提供しないと考えるからである。
17. 企業の信用力の変動と信用価格の変動を区別する公開草案のアプローチは、説得力のあるものだが、公開草案の Appendix B のように両者を分けていくのは、実務上、困難な場合が多いのではないかと考える。

質問 38： ガイダンス案は、創出金融資産について受け取るべきすべての契約上の金額及び購入金融資産に対して当初に回収が期待されていたすべての金額を回収することが見込めない場合に、信用減損を純利益で即時認識することを企業に求める。

IASB の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（減損に関する公開草案）は、取得時に信用の損失を予測し、当初予想される信用減損の割合を実効金利法を用いて金利収益の減少として各報告期間に配分することを企業に求めている。このように、当初に予想される信用損失は、金利収益の減額として金融負債の存続期間にわたって認識される。企業がキャッシュ・フローの見積りを修正した場合には、企業は金融資産の帳簿価格（償却原価）を調整し、減損利得又は損失として調整額を純利益に直ちに認識する。

本改訂案が提案しているように、創出金融資産について受け取るべきすべての契約上の金額及び購入金融資産に対して当初回収を見込んでいたすべての金額の回収を期待できない場合に、企業は信用減損を純利益に直ちに認識すべきだと考えるか。あるいは、減損に関する IASB の公開草案が提案しているように、予想される信用損失を金融商品の存続期間にわたって金利収益の減額として当初認識すべきだと考えるか。

18. ガイダンス案によれば、集合的に評価される金融資産に関して、企業は金融資産を当初取

得した報告期間に、その契約期間に対応した実績損失率及び現在の状況に基づき減損損失を認識することとなる。

19. 我々は、当初取得時点において、まだ損失が発生していないにもかかわらず財務報告目的で減損損失を認識することは、生じている経済事象を適切に表していないと考える。
20. 我々は、企業が当初は個々の資産ごとに回収を行う予定であっても、プール合計について一定の損失額を想定して金融資産の価格を決定していることが多いという FASB の見解を理解するが、そのような当初に予想される損失は、金融商品の存続期間にわたって認識されるべきと考えている。このアプローチは、企業が当該金融商品を、その契約期間全体のうち重要な部分にわたり保有する（すなわち、売却によってではなく、契約キャッシュ・フローを回収するという意図をもって）というビジネス戦略の目的と整合的である。

質問 40： プールで評価される金融資産について、本ガイダンス案は、企業が実績損失率の算定に適用する特定の手法を明示していない。実績損失率の算定のための特定の手法を規定すべきか。その場合は、どのような特定の手法を推奨するか、またその理由は何か。

21. 質問 48 へのコメント案において記載のとおり、実績損失率の算定は、信用減損の金額だけでなく、金利収益の計上額にも影響を与える。したがって、信用減損及び金利収益の計上額について企業間の比較可能性を確保するためには、実績損失率の算定に追加ガイダンスを提供することが必要と考える。

質問 48： 本ガイダンス案は、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融資産について、金利収益を、実効金利を貸倒引当金控除後の償却原価に適用して計算することを求める。金利収益の認識は、信用損失の認識又は戻入りの影響を受けべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。

22. 我々は、金利収益の認識方法は、信用減損の算定方法（すなわち、現在価値技法に基づく方法または実績損失率に基づく方法のいずれか）と整合的であるべきと考えている。
23. ガイダンス案における金利収益の算定方法は、現在価値技法に基づく信用減損の算定方法と整合していると理解している。現在価値技法は、金利を含めた予想キャッシュ・フローを考慮しており、引当金控除後の償却原価は当該予想キャッシュ・フローの現在価値として算定され、金利収益は引当金控除後の償却原価に実効金利を乗じて算定される。
24. しかし、ガイダンス案は実績損失率の算定について特段の手法を明示していない（質問 40 参照）ことから、実績損失率は元本のみの回収可能性に基づいて算定されるかもしれない。そのようなケースでは、利息収益は実効金利に償却原価（引当金控除前）を乗じて算定し、信用損失費用は実績損失率の変動により認識すべきと我々は考えている。

質問 56：有効性の判定基準を、「極めて有効 (highly effective)」から「かなり有効 (reasonably effective)」に変更することは適切なことと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

25. 現行の「極めて有効 (Highly Effective)」水準では、i) ある期間はヘッジ適格でも、次の期間は非適格となって、ヘッジ会計が首尾一貫して適用されなくなる ii) 非常に有効であると考えても、ある期間については極めて有効であることが立証できずに非有効となる懸念があるため、全期間にわたってヘッジ会計を適用しないことになる、などの弊害が出ている(結論の背景第 218 項)。判定基準を「かなり有効 (reasonably effective)」に変更することで、これら弊害が回避できると考える。本変更は、ヘッジ会計適格要件の複雑性を低減し、企業が継続的にヘッジ会計を適用するのを容易にし、財務諸表の比較可能性と首尾一貫性を保つこととなる。

質問 57：ヘッジ期間にわたってヘッジ関係はかなり有効と予想されると、開始時点で判断した場合には、ヘッジ関係の開始後にいかなる状況が発生しても、(事後の) 有効性評価を行う必要はないか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

26. ヘッジ期間全体にわたってヘッジ関係はかなり有効であると、開始時点で判断されても、それはせいぜい予想であって、実際にヘッジ期間全体にわたってヘッジ関係はかなり有効であることを証明した訳ではない。特に、ヘッジ対象をリスクプロファイルが完全に一致したヘッジ手段でヘッジするといった完全ヘッジを除いては、ヘッジ対象とヘッジ手段の間で、公正価値変動や CF 変動に差が生じることは十分考えられる。従って、たとえヘッジ期間全体にわたってヘッジ関係はかなり有効であると、開始時点で判断されても、事後の有効性評価を行うことが必要となることもあると考える。